

**ワイズメンズクラブ国際協会東日本区
関東東部**

部 則

関東東部部則

第1章 総 則

第1条 名 称

この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会（以下国際協会と称する）東日本区関東東部（以下「部」と称する）と称する。

第2条 目 的

第1項 この部則は、関東東部所属の各クラブが一層の活性化と発展をしていく為、部の組織及び運営について定めたものである。

第2項 この部則に定めのない事項については、国際憲法、東日本区定款の定めるところによる他、従来の慣習を参考にし検討することにする。

第3条 改 訂

この部則の改訂は、部評議会の議決による。

第2章 組 織

第4条 部の構成

部は、国際協会に所属するワイズメンズクラブをもって構成される。

第5条 部の役員

部役員の構成は、部長、次期部長、直前部長、書記、会計及び事業主査とする。但し、部長が必要と認める場合は、部評議会の承認を得て新たに役員を設けることができる。

第6条 次々期部長、部書記、部会計、事業主査、部選出代議員の選出

第1項 次々期部長の選出

次々期部長の選出は、A、B、Cのグループの輪番制で、各グループの推薦を受け、部長就任一年以内に開かれる部評議会において次々期部長を決定する。なお、次々期部長として立候補または推薦があった場合は、現部長と次期部長とが協議し部評議会に諮り決定する。

第2項 部書記、部会計及び事業主査の選出

次々期部長が次期部長になった後、次期の部書記、会計及び事業主査を指名し、部評議会の承認を得て就任する。

第3項 部選出代議員は、部長及び直前部長が評議会の承認を得て就任する。

第7条 部役員の任期

部役員の任期は、毎年7月1日から翌年の6月30日迄とする。

第8条 部役員の任務

第1項 部長の任務

- (A) 部長は、部の運営責任者であり部書記、部会計及び部事業主査を任命し、理事及び事業主任と連絡を密にし、部の一般行政及び財政を執行する。
- (B) 部長は、部で行う諸事業について各事業主査に協力し、適切な指導をする。
- (C) 部長は、その任期中少なくとも1回は、部内の各クラブの例会や役員会に出席して、その実態を把握し、活動を励まし助言を与える。
- (D) 部長は、部内の親睦、情報の交換、クラブ会長の研修などの成果を上げることを目的として、部会、研修会を各々年1回以上、部評議会を年2回以上開催し、議長を務める。
- (E) 部長は、部内に新しいクラブを誕生させるため、スポンサーとなるべきクラブを励まし、部の発展に寄与する。

第2項 部書記の任務

- (A) 部評議会、部役員会等の議事録をとり、印刷し、各構成メンバーに配布する。
- (B) 部内の理解を深める為にも、東日本区並びに部内の情報等をまとめ、年2回以上部報を発行し、部内メンバーに配布する。
- (C) 部として必要な文書を常に整備保管しこれを年度末に次期部書記に引き継ぐ。

第3項 部会計の任務

- (A) 部の収支予算を編成し、部評議会の承認を得る。
- (B) 部経常会計の全般を統括し、整備記帳する。
- (C) 会計年度（毎年7月1日から翌年6月30日迄）終了後、会計報告を作成し、その次の部評議会で承認を得る。
- (D) 次期部長の予算編成に協力する。

第4項 次期部長、直前部長の任務

ともに部長を補佐し、必要とされる時は部長の任務を代行する。

第9条 事業主査の選出と任務

第1項 各事業主査は、部役員会が必要とする事業部門ごとに部長が任命し、部評議会の承認を経て就任する。

第2項 各事業部門の活動は事業主査の指導により推進される。

第3項 第1項、第2項に定める事業部門については別に定める。

第10条 担当主事

クラブの担当主事は部会、評議会及びその他会合に随時陪席することができる。

第3章 運営

第11条 部評議会

第1項 部評議会は部内の最高議決機関であり、部長の召集により毎年2回以上開催する。

第2項 部評議会は、部長、次期部長、直前部長、部書記、部会計、クラブ役員（会長、副会長1名、書記1名、会計1名）、及び事業主査をもって構成し、部長は議長の任にあたる。

第3項 部評議会は構成メンバーの半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。又、議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が議決に加わる。

第4項 クラブ代表の議決権は、会長・副会長・書記・会計の各1名とし、委任状も同様とする。

第5項 部評議会の議決を要する事項は次のとおりである。

- イ. 部則の改訂、諸規定及び特別委員会の設置・変更・廃止。
- ロ. 次々期部長の選出、並びに部長の指名した部事業主査、部書記、部会計の承認。
- ハ. 特別委員会委員長及び委員の承認。
- ニ. 部事業計画、及び部費、部会負担金など部収支予算の決定並びに変更。
- ホ. 部事業報告及び部収支決算書の承認。
- ヘ. 役員会その他の協議機関からの答申に基づく審議承認。
- ト. その他、部長又は評議会が必要と認める事項。

第6項 部の書記、会計、事業主査及び特別委員会委員長は部評議会に出席し、議長の指名により報告及び答弁を行う義務を負う。

第12条 役員会

第1項 役員会は部長が必要と認める時にその都度召集し、部の運営について審議する。

第2項 役員会の審議結果は次の部評議会に報告し、承認を得る。

第13条 特別委員会

第1項 委員長によって委員会は召集され、委員長が議長となり審議を行う。

第2項 特別委員会の審議結果は次の部評議会に報告し、承認を得る。

第14条 部会

第1項 部会は部長の召集により、部所属メンバーの研鑽と親睦を目的として年1回開催する。

第2項 部会のホストクラブは部会準備委員会を設け、部長の指導のもと協議を重ね、部会開催のすべてを運営する。

第3項 ホストクラブは、部所属メンバー全員が均等に負担する部会補助費及び部会出席者の参加費をもって部会の一切を賄い、部会終了直後の部評議会において会計報告を行う。

第15条 公式訪問

第1項 部長が各クラブを公式訪問するときは、クラブ会長へ事前に訪問の日程及び目的を示して行う。

第2項 公式訪問に際しては、原則として役員が随行する。

第4章 会 計

第16条 会計年度

会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第17条 財 政

部の財政は、部所属各クラブが人数割りに負担する部費、及び東日本区よりの助成金によって賄われる。

第18条 予 算

部の収支予算は部会計が編成し、年度初めの部評議会に提出し承認を得る。

第19条 収支決算の承認

収支決算報告書は、会計年度終了後ただちに作成し、その次の部評議会（新年度第1回目の評議会）にて承認を得る。なお会計監査は、直前部長が行うこととする。

第20条 収支決算報告書

部評議会に於いて承認された部の収支決算は、次年度部報第1報に掲載することをもって部所属メンバーへの報告とする。

第5章 細 則

第21条 細 則

部の組織、運営について、この部則に定めのない場合は、細則を設けることができる。

1997年7月1日制定施行
2002年11月10日改訂
2003年7月1日改訂施行
2015年11月14日改訂施行

関東東部施行細則

1. 総 則

- (1) この細則は、部則を一層適正に運用するために定めるものである。
- (2) この細則の改訂は、部評議会の議決による。

2. 次々期部長の選出

- (1) 従来輪番制であった部長の選出を、グループ制に移行し順次選出する。ただし、立候補または推薦があった場合は、評議会にて承認された者を選出する。
- (2) グループ分けは、以下の3グループとする。
 - Aグループ：千葉、東京グリーン、東京北
 - Bグループ：埼玉、所沢、川越
 - Cグループ：東京江東、東京ひがし、茨城、東京ベイサイド

3. 部 費

- (1) 部費はメンバー1名につき年額2,000円とする。
- (2) 部費は8月31日迄に部会計に納入、又は部会計が指定する部口座に振り込む。

4. 部会補助費・決算

- (1) 部会補助費はメンバー1名につき年額1,000円とする。
- (2) 部会補助費は8月31日迄に部会計に納入、又は部会計が指定する口座に振り込む。
- (3) 部会収支決算において過不足金が生じた場合は評議会にて協議する。

5. 事業部門

- (1) 部則第9条第3項の定めによる事業部門は次の通りとし、各事業部門において事業主査をもつ。
 - 1) 地域奉仕事業主査
(担当事業・YMCAサービス/CS/ASF)
 - 2) 会員増強事業主査
(担当事業・EMC/PR)
 - 3) 国際・交流事業主査
(担当事業・BF/EF/IBC/DBC/TOF)
 - 4) ユース事業主査
(担当事業・YEPP/STEP/YIA)
 - 5) ネット事業主査
 - 6) 東日本区ワイズ基金(JEF)の呼びかけについては部長直轄とする。

1997年7月1日制定施行
2002年11月10日改訂
2003年7月1日改訂施行
2003年11月15日改訂
2004年7月1日改訂施行
2015年7月25日改訂施行
2015年11月14日改訂施行

関東東部CS事業資金管理・運用規定

部内各クラブから、部会計へ納付されるCS献金(会員1名あたり1,250円)は、次の規定によって管理・運営する。

1. 部内各クラブから納付されるCS献金を原資として、「関東東部CS事業資金管理運用委員会」を組織し、それは部長、部書記、部会計、地域奉仕事業主査で構成する。
2. 部内の各クラブが、単独あるいは共同で行うCS事業に関して、その事業費の援助申請が出たとき「関東東部CS事業資金管理運用委員会」に諮って、援助が望ましいと判断されたときに支給する。
3. 資金援助を希望するクラブは、CS事業資金援助申請書に替えて、事業計画書を部長に提出する。計画書には、①事業名称とその内容 ②実施予定日 ③予算案(総額)を明示する。
4. 支給の決定にあたっては、事業内容の他に、そのクラブが区や部に対して最小限の義務を果たしているかを、判断基準の一つとする。
5. CS事業援助金支給の基準は、新規事業は上限50,000円、継続事業は2年間を限度として上限30,000円とし、当年度CS献金総額を超えない範囲で支給する。
6. 支給を受けた事業に関しては、実施後直ちに詳細を部長に報告しなければならない。その事業が長期にわたる場合は、年度末に中間報告として部長に報告しなければならない。
7. 部が支給を決定した事業は、直ちに全てのクラブに発表し、その事業に対してできるだけ多くのクラブが協力するよう心掛けるものとする。
8. CS事業資金は、一般会計とは別に管理し、残額が出た場合は次期に繰り越すこととする。(原則として他の資金に流用してはならない)
9. この規定は、2010年7月17日の第1回関東東部評議会の議を経て制定され施行する。

1997年7月20日 制定施行

2010年7月17日 改訂施行